

正 副

建築（建設）承認申請書

藤井寺市長 様 申請者 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 （ ） 法第37条第1号の規定による承認を受けたいので、次のとおり申 請します。	年 月 日 ※手数料欄 年 月 日 手数料 円 収納済 係員
開 発 登 録 簿 の 番 号	
建築物又は特定工作物の敷地の所在及び地番	
予定建築物等の用途	
承認を要する理由	

※ 受付欄	※ 承認欄 藤井寺市指令 第 号 年 月 日 この申請は、次の条件を付けて承認します。 藤井寺市長 ⑩ 条 件 欄
※ 備考	条件 法第36条第3項の規定による工事完了公告の後、建築基準法に基づく完了検査を受けること。 （教示） この処分に不服があるときは、次のとおり異議申立てをし、又は取消しの訴えをすることができます。 1 この指令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により藤井寺市長に異議申立てをすることができます（なお、指令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。 2 この指令書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、藤井寺市を被告として（訴訟において藤井寺市を代表する者は、藤井寺市長となります。）、大阪地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、指令書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、1の異議申立てをした場合には、処分の取消の訴えは、その異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

注) ※印欄は、記入しないこと。

申請代理人 住所・氏名	電話番号 （ ）
----------------	----------